

防人計第11450号
令和2年7月9日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊における外出の方針について(通知)

緊急事態宣言の解除後も、防衛省・自衛隊の各種活動や職員・隊員個人の行動により、新型コロナウイルスの感染拡大を生じさせることのないよう、慎重な対応が求められていることに変わりはない。このため、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について(防官文(防)第289号。令和2年7月9日)に基づき、令和2年7月10日以降の外出における留意点について下記のとおり示すので、管下の職員に周知徹底されたい。

なお、緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊における外出の方針について(防人計第9341号。令和2年6月19日)は、令和2年7月10日をもって廃止する。

記

- 1 7月9日の時点において施設に対する休業要請が出されている都道府県の例は別紙のとおりである。休業要請の状況は日々変わり得ることから、各部隊等においては、所在する自治体における休業要請の状況を適時確認の上、隊員へ必要な指導を行われたい。
- 2 集団感染の発生が指摘される施設については、各部隊等において、所在する自治体の衛生主管部局等に適時確認の上、隊員へ必要な指導を行われたい。

- 3 各自治体又は各業界団体による感染拡大防止のためのガイドライン等の遵守状況については、各施設に確認されたい。なお、東京都においては、東京都が定める感染防止徹底宣言ステッカーを掲示している施設は、東京都が定める感染拡大防止ガイドラインを遵守している施設である。

7月9日の時点において施設に対する休業要請が出されている都道府県の例

都道府県名	対象施設
岐阜県	接待を伴う飲食店、性風俗店、ライブハウス、カラオケボックス、パチンコ店、スポーツジム（適切な感染防止対策を確認できた施設から個別に解除）
山梨県	劇場等、集会・展示施設、大規模集客施設等、ホテル・旅館、屋内運動施設、遊戯施設、遊興施設、学習塾等（適切な感染防止対策を確認できた施設から個別に解除）
鹿児島県	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブのうち、接待を伴う飲食店